

仕様書

1. 賃貸借物件 4棟

仕様表(1棟あたり)

区 分	型 式
仕 様	簡易水洗
	ポンプ式
用 途	大小兼用
ポンプ吐出量 (CC)	250以上/回
水タンク容量 (%)	100以上
便タンク容量 (%)	450以上

2. 設置期間及び数量

平成26年 5月14日から11月28日までの199日間 4棟

3. 設置方法

転倒防止措置を講ずること。

4. 維持管理

維持管理等については、下記の事項を行うこと。

- (1) 緋牛内国有林 2287イ林小班(4棟)
水タンクへの循環液を設置時1回、指定する時期に1回実施すること。
撤去時に汲取及び清掃を実施すること。
- (2) 設置場所・時期については、常呂川森林ふれあい推進センター職員の指示により行うこと。

設置場所の位置図



様式第5号（第4条）

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担担当官担当官
北海道森林管理局長
古久保 英嗣 殿

（入札者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

（代理人）

氏 名

㊞

〒

ただし、第 号物件、簡易水洗トイレ賃貸借（レンタル）（常呂川森林ふれあい推進センター）の代金

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 代理人による入札の場合は、入札者の㊞は不要とする。

(案)

契 約 書

1. 契 約 名 簡易水洗トイレ賃貸借(レンタル)(常呂川森林ふれあい推進センター)
2. 仕様・規格 別紙仕様書のとおり
3. 数 量 4 棟
4. 契約金額 〃 円(うち消費税及び地方消費税額 〃 円)
5. 設置期間 平成26年 5月14日から11月28日までの199日間
6. 設置場所 網走中部森林管理署 緋牛内国有林2287イ林小班
7. 契約保証金 免 除

上記契約について、借受人 支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 古久保英嗣(以下「甲」という。)と貸付人 (以下「乙」という。)との間において次の条項により賃貸借契約を締結し、その契約成立の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年 月 日

(甲) 借受人 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 古久保 英嗣

(乙) 貸付人

契 約 条 件

(総則)

第1条 乙は甲又は甲の命じた職員の指示により、頭書の期限内に、契約物件の納入を完了しなければならない。甲は、これに対し、契約金額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約に属する権利若しくは義務を、甲の承認を得ないで、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(甲の指示)

第3条 乙はこの契約を履行するについて、賃貸借契約上必要な慣行に属する事項又は、この契約に関して疑義を生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

(物件の納入検査)

第4条 乙は物件を納入したときは、直ちにその旨を甲に通知し、品質・規格・数量等に関し、甲又は甲の命じた職員の検査を受けるものとする。

2 前項の検査は、乙が立会わないときは、乙の立会のないまま検査を行うことがあっても、乙は検査の結果に対し、異議を申立てることができないものとする。

(検査不合格の場合)

第5条 乙は前条の検査の結果、不合格のものがあつたときは、納入期限内又は、甲の指定した期限内に代品と引換え、又は補修のうえ納入し、前条の検査を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による場合)

第6条 乙は天災その他不可抗力により、納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、甲に納入期限の延長を請求することができるものとする。

2 甲は前項の場合において、その理由が正当と認めたときは納入期限を延長し、その旨を書面により乙に通知するものとする。

(乙の履行延長等による違約金)

第7条 甲は乙の責に帰する理由により、物件の全部、又は一部について納入期限内に納入することができない場合において、納入期限後に納入する見込みがあると認めるときは、甲は納入期限を延長することができる。

2 前項による遅延違約金は、未納物件に対して、納入期限の翌日から起算して、納入の日までの遅延日数に応じ、年率5.0パーセントの割合で計算した金額とする。

3 第5条の規定により、物件を代品と引換え、又は補修のうえ納入した場合において、同条の規定による甲の指定した期限内であっても、頭書に規定する納入期限を越えたときは、前項の規定に準じて遅延金を徴収するものとする。

(危険負担)

第8条 物件を納入するまでの間に生じた一切の損害は、乙の負担とする。

(代金の支払)

第9条 甲は乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に口座振込により支払うものとする。

2 甲が前項に定めた支払期限までに代金を支払わない場合は、甲の期限の翌日から起算して支払当日までの日数に応じ代金に対し、年率2.9パーセントの遅延利息を乙に口座振込により支払うものとする。

3 甲が第1項の期限までに支払をしないことが、天災その他やむを得ない事由による場合は、その事由の継続する期間は前項の遅延日数に算入しないものとする。

(契約の解除)

第10条 次の各号の何れかに該当する場合は、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合は違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に口座振込により支払わなければならない。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めるとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により、契約の解除を申し出たとき。

(債権債務の相殺)

第11条 甲はこの契約により、乙より甲に支払うべき債務が生じたときは、賃貸代金と相殺することができる。もし乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額より超過するときは、乙はその不足額について、甲の指示するところにより、これを納入しなければならない。

(紛争の解決)

第12条 この契約について紛争が生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 第三者については、甲・乙協議により選定するものとする。

(契約外事項)

第13条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(特約事項)

第14条 本契約書に定める条項以外の特約を定める場合の条項は、別紙、談合等の不正行為に関する特約事項、暴力団排除に関する特約条項に定めるとおりとする。

◎談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。